

1. 租税徴収法規のしくみ

- (1) 租税等の優先権と徴収職員に与えられた自力執行権
- (2) 抵当権・質権等の担保物権との優先関係
- (3) 徴収権の消滅時効と時効中断の措置

2. 各種財産の差押え（繰上徴収・繰上差押え）、参加差押え、交付要求の手続き

3. 地方公共団体の税債権以外の債権の徴収手続
国民健康保険料、介護保険料、保育料、上・下水道料金、各種貸付金等

4. 各種債権の調査要領、照会方法、差押え・取立て手続まで

- (1) 金融機関における調査帳票・調査方法・着眼点
 - ①各種預金の差押え
 - ②銀行の貸付金がある場合の差押えと相殺
 - ③他人名義預金の差押え
 - ④貸金庫契約がある場合の保管物の差押え
 - ⑤信用金庫等の出資金の持分の差押えと取立て
- (2) 郵便貯金の調査と差押え
- (3) 売掛金及び貸付金の調査と差押え
- (4) 賃料支払請求権の差押え
- (5) 敷金・保証金返還請求権の差押え
- (6) ゴルフ会員権の差押え
- (7) 宅地建物取引業者等の営業保証金・弁済業務分担金の差押え
- (8) 各種診療報酬債権の差押え

5. 相続があった場合の滞納整理と納税義務の承継(民法(相続編)改正を受けての取扱い等)

- (1) 相続制度の概要
- (2) 相続人の調査
- (3) 納税義務の承継
- (4) 相続があった場合の滞納整理
 - ① 相続があった場合の滞納処分の効力
 - ② 共同相続と滞納処分
(最高裁大法廷決定を受けての被相続人名義の預金と遺産分割をめぐる問題等)
 - ③ 相続放棄があった場合
 - ④ 限定承認があった場合
 - ⑤ 相続財産法人に対する滞納処分
 - ⑥ 相続人に対する書類送達の特例

6. 固定資産税、不動産取得税等の共有物等に係る連帯納税義務

7. 担保物・納税保証の徴取手続と担保物の処分

<参考資料>

各種財産の「差押財産」欄の記載例（150事例）

講師紹介

税理士 宮本 博 氏

昭和48年より昭和56年まで
国税庁 徴収課に勤務
平成元年 大阪国税局 徴収課 課長補佐
平成11年 大阪国税局 徴収部 訟務官室長
平成12年 吹田税務署 署 長
平成13年 吹田税務署長を退官、現在税理士

(※本講座の「出張講座」も承っておりますので、お問合せください。)

(3.5)

FAX(06)6441-4319 一般社団法人 日本経営協会・関西本部(重藤)宛(この面をそのままFAXして下さい。)

NOMA 「徴収担当者のための滞納整理実務」講座参加申込書(12298)		2019.9/12~13
(フリガナ) 役 所 名 (団 体)	TEL ()	・お支払い方法 <input type="checkbox"/> 銀行振込 (通信欄) <input type="checkbox"/> その他 (該当にレ印をつけてください。) ・参加料 <input type="checkbox"/> 会員(1名) 31,320円 <input type="checkbox"/> 一般(1名) 34,560円 所 属 _____ フリガナ ご連絡担当者 _____
	FAX ()	
所 在 地 〒		
フリガナ 参 加 者 氏 名	所属部課・役職名	担当経験年数
		年 月
		年 月
		年 月
今後、E-mailによる行政管理講座のご案内をご希望の方は、アドレスをご記入ください。		E-mail :

(注)太枠の中をご記入ください。(経験年数は、現在の部課での担当年数をご記入ください。)

※ 参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

① 参加券や請求書の発送などの事務処理 ② セミナー・イベントなど本会事業のご案内(なお、②がご不要の場合は□にチェックしてください。 □ 不要)